

令和7年9月

米出荷農家の皆様へ

上伊那農業協同組合
代表理事組合長 西村 簞
J A 上伊那 米穀部会
部会長 伊藤 則男

令和7年産上伊那米共同計算の実施について

J A上伊那では、水田農業の基盤である米の生産販売戦略を樹立し、実需者の要望に沿った「売れる上伊那米づくり」を目指し、上伊那米共同計算に取り組んでまいりました。その結果、実需者から安定した品質により高い評価をいただいております。

今後も米産地として更に評価を高めるため、令和7年産上伊那米共同計算を、下記事項を基本に実施いたしますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年産上伊那米共同計算基本事項

1. 概算金は全品種一律を基本とし、下記内容により加算・減額を行い、精算については品種別共同計算を基本とします。
2. 「J A上伊那基準米」「J A長野県安心基準米」以外については、1俵300円を減額します。
3. 生産対策加算・減算金を設定します。
 - (1) 対象品種 酒米「美山錦」とします。
加算金額 1俵300円とします。
 - (2) 対象品種 もちひかり（契約指定団地）とします。
加算金額 1俵300円とします。
4. 品質基準による評価を価格に反映します。
 - (1) 品質基準 「コシヒカリ」については、玄米タンパク測定値7.3%以上のものは概算金で、1俵480円を減額します。

玄米タンパク値については、良品質米の判断の一つとされており玄米タンパク値の低いお米は食味が良く実需者から7.2%以下のお米が求められています。良食味のお米を生産いただき更に有利販売をしていくため分析結果をお知らせし、栽培管理にご努力いただくため概算金への価格反映を行っています。
 - (2) 調査方法 同一基準の玄米タンパク測定機で出荷荷口ごと測定します。
5. 販売先との協議により、契約栽培米加算金を別途設定します。

※ J A上伊那の品種・等級別の概算金は別紙をご覧ください。